豊橋市企業立地促進制度

豊橋市では、指定された区域で工場、倉庫、本社機能、研究開発施設などを立地された事業者の皆様に奨励金を交付いたします。

申請手続きの流れ

1. **事前相談**
   ・スケジュールや投資規模などご説明頂きます。
   ・豊橋市から細かい要件や手続きの流れについて説明いたします。
2. **工事着手**
3. **工事完了**
4. **操業開始**
5. **税の納付**
   ・当該施設にかかる固定資産税、都市計画税、事業所税を納付して下さい。
6. **指定申請**
   ・『奨励金指定申請書』を提出して下さい。
   ・申請期限は奨励金の種類によって異なります。
7. **現地調査**
   ・対象となる家屋や償却資産等を確認いたします。
8. **交付申請**
   ・『奨励金交付申請書』を提出して下さい。
9. **請求書の提出**
   ・『奨励金交付決定通知書』に基づき『請求書』を提出して下さい。
10. **奨励金の受領**
    ・『請求書』の提出後、奨励金を交付いたします。

指定申請について

申請された書類に基づき内容を確認した後、豊橋市が奨励措置の対象施設として指定します。

【申請に必要なもの】
・奨励金指定申請書(様式)
・企業の概要書(様式)
・法人の登記事項証明書
・定款または規約
・固定資産価格証明書
・不動産の登記事項証明書
・償却資産申告書の写し
・雇用年月日のわかる名簿、住民票謄本(写し)
(雇用促進奨励金の場合)
・環境施設の設置関係書類
(環境推進奨励金の場合)

【申請期限】
・立地奨励金
→最初に固定資産税を課された年の6月30日まで
・事業促進奨励金
→事業所税の申告日から30日以内
・雇用促進奨励金
→雇用基準日(操業日から1年後)から30日以内
・環境推進奨励金
→立地奨励金の指定を受けた日から30日以内

交付申請について

指定事業者は、奨励金を受領するため交付年度ごとに交付申請が必要です。申請に必要な書類などは別途ご案内いたします。

工場の新増設や移転をご検討の際はお早めにご相談下さい。

奨励金の概要

※利用するには奨励金ごとの適用要件を満たす必要があります。

●土地取得費用に対する奨励金

豊橋市土地開発公社用地 愛知県企業庁用地 業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)		限度額
研究開発施設	取得費の **20%**	**4億円**
上記以外	取得費の **15%**	**3億円**

●家屋・償却資産に対する奨励金

豊橋市土地開発公社用地 業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	愛知県企業庁用地 地方活力向上地域	限度額
評価額の **20%**	評価額の **10%**	**3億円**

※新たな用地を取得・借受した場合に限ります。

●固定資産税・都市計画税・事業所税に対する奨励金

土地・家屋	限度額
3年間または**5年間**	なし

償却資産	限度額
3年間	なし

●雇用に対する奨励金

立地奨励金対象者

新規雇用者・転勤者	限度額
一人あたり **40万円**	4,000万円
さらに、 転入児童一人あたり **10万円**	2,000万円

●環境施設に対する奨励金

立地奨励金対象者

太陽光発電施設・雨水活用施設	限度額
整備費の **1／3**	1,500万円
緑地(工場立地法上の基準を超える部分)	限度額
整備費の **1／2**	1,000万円

区分		対象区域				
		豊橋市 土地開発公社用地	愛知県 企業庁用地	工業地域・ 工業専用地域・ 工場適地	業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域
対象施設	工場	○	○	○	—	—
	倉庫(増設は対象外)	○	○	—	—	—
	本社機能施設(※)	○	○	○	○	○
	研究開発施設	○	○	○	—	—
	産業業務施設	—	—	—	○	—

(※)本社機能施設:地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づき整備される事務所、研究所、研修所等

工場立地法による緑地面積率を緩和しました

・豊橋市では「豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例」を制定し、令和5年4月より対象区域における緑地面積率等を緩和しました。
・緩和後の面積率を適用する場合は、届出と同時に『環境活動計画書』の提出が必要です。

区域	環境施設面積率(うち緑地面積率)	重複緑地算入率
豊橋市土地開発公社用地 愛知県企業庁用地 工業専用地域	**10**%以上 (うち緑地面積率**5**%以上)	50%以内
その他の区域(工業地域、準工業地域、市街化調整区域)	25%以上 (うち緑地面積率20%)	25%以内

【用語の解説】

(1)	立地	工場、倉庫、本社機能施設、研究開発施設又は産業業務施設を新設、増設、移転すること(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む) ※増設については、床面積を増加させること
(2)	研究開発施設	営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所
(3)	産業業務施設	営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所
(4)	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地(豊橋リサーチパーク)
(5)	地方活力向上地域	地域再生計画(産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業)に記載された地域(業務拠点地区、工業地域、工業専用地域、又は工場適地と重複する地域を除く)
(6)	新規雇用者	操業に伴い常時雇用される従業員として用地を取得・借受した日(増設の場合は確認済証の交付日)から操業開始後1年を経過した日の前日までに雇用した者(本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る)
(7)	転勤者	・本社機能施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者 ・操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始後1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者
(8)	転入児童	操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転勤者と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子

豊橋市産業部産業政策課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL:0532-51-2640 FAX:0532-55-9090 E-mail:sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp
HP:http://www.city.toyohashi.lg.jp/sangyoseisaku/

(2021年12月作成)

豊橋市企業立地促進制度		対象区域	工業地域、工業専用地域、工場適地			業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 ＊左記区域と重複する地域を除く
		対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等、倉庫等、本社機能施設、研究開発施設		工場等、本社機能施設、研究開発施設	産業業務施設、本社機能施設	本社機能施設
新たな用地の取得(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む)、借受けをした場合	立地奨励金	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が、用地の取得の場合は2億4千万円(中小企業者は6千万円。ただし、中小企業者が本社機能施設を立地した場合は3千万円)以上、用地の借受けの場合は1億2千万円(中小企業者は3千万円。ただし、中小企業者が本社機能施設を立地した場合は1千5百万円)以上であること				
		奨励金額 ①	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間
			—	土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	—	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間
			償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間
		②	家屋・償却資産の固定資産税評価額の20%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の10%	—	家屋・償却資産の固定資産税評価額の20%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の10%
		③	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	—	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	—
		限度額	①なし ②3億円 ③3億円(研究開発施設の場合 4億円)				
	事業促進奨励金	適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
既存の事業所用地に増設した場合 ※倉庫等は除く	立地奨励金	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が1億2千万円(中小企業者は3千万円。ただし、中小企業者が本社機能施設を立地した場合は1千5百万円)以上であること				
		奨励金額	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間 家屋の都市計画税相当額 3年度間				
		限度額	単年度5千万円				
	事業促進奨励金	適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
		限度額	なし				

【立地奨励金交付対象者】

雇用促進奨励金		適用要件	新規雇用者又は転勤者を20人(中小企業者又は業務拠点地区にあっては5人)以上雇用した場合
		奨励金額	①新規雇用者又は転勤者 一人につき40万円 ②転入児童 一人につき10万円
		限度額	①4,000万円 ②2,000万円
環境推進奨励金	太陽光発電施設	適用要件	立地に伴い太陽光発電施設(30kw以上)を設置すること
		奨励金額	設置経費の1/3(1kwあたり100万円を上限)
		限度額	1,500万円
	雨水活用施設	適用要件	立地に伴い雨水活用施設(貯水能力100t以上)を設置すること
		奨励金額	設置経費の1/3(1tあたり20万円を上限)
		限度額	1,500万円
	緑地	適用要件	立地に伴い敷地面積の10%以上の緑地を整備すること ※工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る。
		奨励金額	整備経費の1/2(1㎡あたり1万円を上限)
		限度額	1,000万円

《注意事項》
○立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資産については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
○立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
○環境推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
○愛知県もしくは本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
○操業開始後、適用要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。